

道路占用等の許可後の取り扱いについて

道路占用等の許可を受けた後は、下記によりお取り扱い下さるようお願いいたします。

記

■占用料金がある場合

納入通知書により、納入期限日までに市内金融機関等（郵便局を除く）でお納め願います。

■着手届について

次により、必要書類を添付して、工事等の着手の前に「着手届」を提出願います。

- 添付書類・・・ ①工程表
②警察署の道路使用許可書の写し（オモテのみで可）
③占用料金の領収書（**占用料金がある場合**）

提出部数・・・ 1部

提出時期・・・ 工事等の開始の前

■完成届の提出について

次により、必要書類を添付して、工事等の完了後すみやかに「完了届」を提出願います。

- 添付書類・・・ 工事等の写真
（工事前、工事中、工事後それぞれが確認できるもの）

提出部数・・・ 1部

提出時期・・・ 工事等の完了後すみやかに提出ください（7日以内を目安に）